

## 患者の核医学診療施設の入退出に係る安全確保に関するガイドライン

平成 26 年 9 月 8 日

日本核医学会 理事長 井上登美夫

日本核医学技術学会 理事長 渡邊浩

放射線診療従事者及び患者が核医学診療施設への入退出の際、診療用放射性同位元素（以下、RI と略す。）使用室等の管理区域用（RI 専用）のスリッパ等に履き替えることが慣例的に推奨されてきた。しかし、医療法施行規則では患者の履き替えに関する規定は一切なく、労働安全衛生法に作業者に対する履き替えに関する条文があるのみである。つまり、患者の履き替えは医療法施行規則で義務付けられたものではない。一方、患者の高齢化が急速に進行している状況下において、履き替えた RI 専用スリッパやスノコ等が原因で、核医学検査等で患者の転倒が危惧されるケースが散見されている。この状況に鑑みて、医療安全の確保の面からも、また、スリッパ等の履き替えによる衛生上の問題からも医療現場で改善が要望されているところである。

平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業）「医療放射線分野における法令整備等含めた管理体制に関する研究」（主任研究者：油野民雄）「診療用放射性同位元素使用室への入退出時における患者のスリッパ履き替えの必要性についての検討」（分担研究者：山口一郎）において、日常の核医学診療において、施設内の一部の場所（RI 管理区域内のトイレ）を除いて RI 汚染及び汚染の拡大は殆ど認められないこと、また、RI 汚染による他の患者の推定被ばく線量も極めて少ないことから、RI 汚染防止を意図した、RI 専用スリッパ等の履き替えの必要性は殆ど認められないことが明らかにされた。しかしながら、管理と一定の運用基準を設けて、放射線安全管理を徹底することを求める必要があると思量される。また、平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤研究開発推進研究事業）「医療放射線の安全確保と有効利用に関する研究」（主任研究者：細野眞）「診療用放射性同位元素使用室への入退出時における患者のスリッパ等の履き替えの必要性に関する検討」（分担研究者：山口一郎）において RI 管理区域内のトイレ等の汚染拡大防止措置に関するガイドライン（案）が提示された。

以上のことを踏まえて、核医学診療施設の入退出に際して、履き替えを行わない場合に患者の安全等を確保しつつ RI 汚染拡大防止措置を講じるため、上記ガイドライン案を基に当該実施医療機関において以下の項目を網羅した RI 汚染拡大防止に係るガイドライン（患者入退出ガイドライン）を作成し、これを遵守することとする。

なお、国際的には患者が履き替えを行わないことによる汚染拡大の影響が軽微であると考えられており、患者に履き替えを指導している国は欧米ならびにアジア主要国においては皆無であることを念のため申し添える。また、一部では地方医療行政機関の承認の基に同様のガイドラインを策定し既に運用している医療機関があるが、以下の項目を概ね包含している場合は改めて作成する必要はない。

## 記

- 1 核医学診療施設の出入口からむやみに RI 汚染を拡大することがないように、日常の放射線管理により、汚染拡大防止の対策を講じること。
- 2 核医学診療施設において RI 汚染が疑われる場合には、迅速に放射線測定器にて測定し、RI 汚染の有無を確認すること。
- 3 RI 汚染が発見された場合は、適切な RI 汚染除去剤を用いて除去すること。また、汚染除去が困難な場合には、床面に汚染の範囲を示して、患者及び診療従事者が当該床面を踏まないよう注意を喚起すること。
- 4 特にトイレの床面が RI で汚染しやすいことを十分に認識し、必要に応じて汚染の発生と拡大防止のための工夫をすること。

以上